

プロシヤ王国の憲法（訳）（一）

山本 浩三

一八四八年二月五日のプロシヤ国憲法（欽定憲法）

神の恩寵により、プロシヤの国王たる朕フリードリッヒ・ヴィルヘルムは、つぎのことを告知する。すなわち、朕は、意図された憲法の協定を不可能にした不慮の異常な状態の結果、かつ、公共の福祉の緊急の諸要求に応じ、国民によって選出された代表者によって作られた包括的な予備工作をできるだけ考慮して、つぎの憲法を發布することを決定した。ただし立法の正規の方法における、最後に規定された憲法の修正は留保する。朕は、それゆえ、つぎのようなプロシヤ国の憲法を公布する。

一 領土

第一条 王国の現在の範囲内のすべての国土は、プロシヤ国領土を構成する。

第二条 この領土の境界は、法律によってのみ変更することができる。

二 プロシヤ人の権利

第三条 プロシヤ人の資格と公民権が、いかなる要件の下に、取得され、行使されかつ喪失されるかは、憲法と法律が、これを定める。

第四条 すべてのプロシヤ人は、法律の前に平等である。身分上の特権は、認められない。公職は、その能力あるすべての者が、これに就くことができる。

第五条 人身の自由は、保証される。拘禁がゆるされる要件と方式は、本年九月二四日の人身の自由の保護にかんする法律によって定められる。

第六条 住居は、不可侵である。住居への侵入および家宅搜索は、法律によって定められた場合および方式においてのみおこなわれる。信書および文書の押収は、拘禁または家宅搜索の場合をのぞいては、裁判官の命令にもとづいてのみおこなわれうる。

第七条 何人も、法律上の裁判官「の裁判を受ける権利」を奪

わかれてはならない。例外裁判所および特別委員会は、この憲法によってゆるされるものが宣言されないかぎり、ゆるされない。刑罰は、法律に従つてのみ規定されまたは課せられる。

第八条 所有権は、不可侵である。所有権は、公共の福祉の理由にもとづき、法律に従い、事前の、緊急の場合には少くとも暫定的に確定されるべき補償を支払つてのみ、これを奪いまたは制限することができる。

第九条 民事死および財産没収刑は、認められない。

第一〇条 国外移住の自由は、国のために制限されない。国外移住税は、徴收されえない。

第一条 宗教上の信仰告白の自由、宗教団体（第二八条および第二九条）の結成の自由ならびに共同の公的礼拝の自由は、保証される。私人としての権利と公民権の享有は、宗教上の信仰およびなんらかの宗教団体への関与と無関係である。私人としての義務および公民としての義務は、宗教上の自由の行使によって妨げられてはならない。

第二条 福音教会およびローマ・カトリック教会、ならびに他のすべての宗教団体は、その事務を独立に処理し管理し、かつその礼拝目的・教育目的ならびに慈善目的のために指定された営造物、財団ならびに基金を保有しかつ享有する。

第十三条 宗教団体のその上級者との交際は、妨げられない。その命令の公示は、他のすべての公告と同じ制限にのみ従う。

第十四条 教会保護権および教会保護権を廃止することができる条件については、特別法が發布される。

第十五条 教会の地位の任命の場合に国に属する推薦権、選挙権または承認権は、廃止される。

第十六条 婚姻の民事的正当性は、そのための一定の戸籍吏の前で締結されることを必要とする。教会上の挙式は、民事行為の完了後にのみおこなうことができる。

第十七条 学問およびその教授は、自由である。

第十八条 プロシヤの青年には、充分な公共営造物による一般的成人教育に対する権利が保証される。

両親および後見人は、その子供または被保護者に、一般的成人教育に必要な教育をうけさせる義務を負い、かつこの点で、教育法が定める規定に従わねばならない。

第十九条 何人も、その道徳的、学問的ならびに技術的能力を当該官庁に証明したときには、教育をおこないまた教育施設を設立することが、自由である。

第二〇条 公立の小学校、および他のすべての教育施設と教授施設は、国の指定した特別の官庁の監督をうける。公立学校の教師は、官吏としての権利をもつ。

第二十一条 小学校の対外事務の管理およびその道徳的および技術的能力を当該官庁に対してあらかじめ証明しておかねばならない教師の選挙は、市町村の権限である。

小学校における宗教教育は、当該宗教団体が配慮しかつ監

督する。

第二二条 公立小学校の設立、維持ならびに拡張の資金は、市町村により支払われ、無資力が証明された場合には、補充的に国によって支払われる。特別の法的根拠にもとづく第三者の義務は、存続する。

公立の小学校における教育は、無料で授けられる。

第二三条 全教育制度は、特別法がこれを規律する。国は、小学校の教師に一定の相当な俸給を保証する。

第二四条 すべてのプロシヤ人は、言語、文書、印刷物ならびに具象的表現によって、その思想を自由に表現する権利をもつ。

出版の自由は、いかなる状況においてもかついかなる方法においても、とくに検閲によってもまた認可および担保提供によっても、あるいは国の賦課金によってもまた印刷所および書籍商売の制限によっても、おわりに郵便禁止および不つりあいな郵便料金によってもまたは自由な通信の他の妨害によっても、制限、停止または廃止されてはならない。

第二五条 言語、文書、印刷物または具象的表現によっておこなわれた犯罪は、一般刑法によって処罰されねばならない。ついでおこなわれる刑法の改正の以前に、それについて特別の暫定的法律が發布される。その發布までは現行の一般刑法が効力をもつ。

第二六条 文書の著者が著名でありかつ国の裁判権の管轄内に

いるときは、出版者、印刷者ならびに分配者は、他の事実によってその共犯が証明されるときには訴追されない。出版者および印刷者は、印刷文書の上に名をしるさねばならない。

第二七条 すべてのプロシヤ人は、事前の官庁の許可なしに平穩にかつ武装しないで屋内で集会する権利がある。

この規定は、屋外の集会には適用されない。屋外集会は、すべての点において、法律の規定に従う。そのような法律の發布まで、屋外集会は、二四時間前に、地方警察官庁に通告しなければならぬ。地方警察官庁は、それが公共の安全または秩序を危くすると思ふときには、集会を禁止しなければならぬ。

第二八条 すべてのプロシヤ人は、刑法に違反しない目的のために、結社を作る権利をもつ。

第二九条 団体権が与えられまたは拒否される要件は、法律がこれを定める。

第三〇条 すべてのドイツ人は、請願権をもつ。全体の名の下におこなわれる請願は、官庁および団体にのみゆるされる。

第三一条 信書の秘密は侵されない。刑事裁判所の捜索の場合および戦争の場合に必要な制限は、立法によって確定されねばならない。郵便に委託された信書の秘密の違反にたいして責任を負う官吏は、法律がこれを指示する。

第三二条 すべてのプロシヤ人は、兵役の義務を負う。この義

務の範囲および種類は、法律がこれを定める。第五条、第六条、第二十七条ならびに第二八条に含まれている規定は、軍事懲戒規定に反しないかぎり、軍隊に適用される。

第三三条 武装兵力は、常備軍、後備軍、市民兵で構成される。兵籍編入の種類および方法ならびに服役年限は、特別法がこれを規律する。

第三四条 武装兵力は、文官庁の請求にもとづいてのみ、かつ法律によって定められた場合および形式においてのみ、国内の暴動の鎮圧および法律の執行のために用いられる。

第三五条 市民兵の組織は、特別法によって規律される。

第三六条 軍隊は、戦時中および勤務中は、軍事刑事裁判権と軍事刑法典に従う。戦時以外および勤務外には、一般刑法の下に軍事刑事裁判権に従う。戦時と平時における軍事懲戒にかんする規定ならびに軍事裁判管轄にかんする詳細な確定は、特別法事項である。

第三七条 常備軍は、審議することが禁じられる。後備軍が召集されるときには、後備軍も同じく審議することが禁じられる。後備軍が召集されないときにもまた、軍事命令および指令の審議のための後備軍の会議および結社は、ゆるぎない。

第三八条 封の創設および家族世襲財産の設定は、禁止される。現存の封および家族世襲財産は、法律の命ずるところにより、自由な所有権に変えられねばならない。

第三九条 前条の規定（第三八条）は、親授封、王家および王子の家族世襲財産、ならびに国外にある封および、ドイツ同盟の法によって保証されているかぎり、かつての帝国直属の土地および家族世襲財産は、現在のところ、適用されない。

その法律関係は、特別法によって規律されねばならない。

第四〇条 土地所有権にかんする自由処分権は、一般的立法による以外の制限をうけない。土地所有権の分割しうることおよび土地上の負担の解消しうることは保証される。

つぎのものは補償なしに廃止される。

(a) 領主裁判権、領主の警察権および地域的権力ならびに、今までの権利者に課せられた負担および給付が消滅する一定の土地に属する高権および特権
新市町村制の発布まで、警察行政にかんする従来の規定が維持される。

(b) この権能、領主権、以前の世襲臣従関係、以前の租税制度および営業制度から生じる義務
土地の世襲的譲渡の場合は、完全な所有権の譲渡のみがゆるされる。ただし、この場合にもまた確定した償却地代を留保することができる。

三 国 王

第四一条 国王の一身は、侵すことができない。

第四二条 国王の大臣が、責任を負う。国王のすべての統治行

為は、それが有効なためには、大臣の副署を必要とする。大臣は、それによって責任を負う。

第四三条 執行権は、国王に専属する。国王は、大臣を任免する。国王は、法律の公布を命じ、ただちに法律の執行に必要な命令を発する。

第四四条 国王は、軍隊を統帥する。

第四五条 国王は、法律が別に定めなにかぎり、軍隊および国務の他の部門におけるすべての官職に任命する。

第四六条 国王は、戦争を宣言し、講和を締結し、外国の政府との条約を締結する権利をもつ。通商条約、および国に債務を課すかまたは個々の国民に義務が課せられる、その他の条約は、それが有効なために、両院の承認を必要とする。

第四七条 国王は、特赦権と減刑権をもつ。

その職務行為の結果、有罪の判決をうけた大臣のためには、この権利は、告発をおこなう議院の提議にもとづいてのみ行使されうる。

国王は、すでに始められた調査を、特別法にもとづいてのみやめることができる。

第四八条 勲章および特権と結合しない他の荣誉の授与権は、国王に属する。

国王は、法律に従って貨幣鑄造権を行使する。

第四九条 国王は、議會を召集し、閉会する。国王は、両院を同時にまたは一院のみを解散することができる。しかしその

場合には、解散後四〇日の期間内に選挙民が召集され、解散後六〇日の期間内に議會が召集されねばならない。

第五〇条 国王は、議會を停会することができる。この停会は、議會の同意がなければ、三〇日の期間を越えることができず、同じ会期中にくり返すことができない。

第五一条 王位は、王室法に従って、長子相続権と直系の男系親により王室の男系において継承される。

第五二条 国王は、満一八歳で成年となる。

国王は、合同議會の前で、王国の憲法を固く守り、憲法と法律に一致して統治するという宣誓をおこなう。

第五三条 国王は、両議院の同意がなければ、同時に他の王国の君主となることができない。

第五四条 国王が未成年の場合には、摂政職と後見人を指定するために、両院は一會議に合同する。ただしすでに特別法によって両者が配慮されている場合をのぞく。

第五五条 国王が統治することができない場合には、王位にもっとも近い人または王室法により国王に代る人が第五四条に従い行動するために、両議院を召集する。

第五六条 摂政職は、ただ一人の人間にだけ委託することができる。

摂政は、摂政職に就任のさい、王国の憲法を固く守り、憲法と法律に一致して統治するという宣誓をおこなう。

第五七条 一八二〇年一月一七日の法律によって王領と森林の

収益に依存している地代は、王室家族世襲財産基金に残る。

四 大 臣

第五八条 大臣、およびその代理として派遣された官吏は、各議院に入場することができ、かつその要求に応じていつでも「その意見を」聴かれねばならない。

各議院は、大臣の出席を要求することができる。

大臣は、その議院の議員であるときにだけ、いずれかの議院において投票権をもつ。

第五九条 大臣は、憲法違反の罪、收賄罪、謀叛罪のために一院の決議により、弾劾されうる。合同元老院における王国の最高裁判所が、この弾劾について判決を下す。なお二つの最高裁判所が存続する間は、それらは上述の目的のために会合する。

責任の場合、訴訟手続ならびに刑量にかんする詳細な規定は、特別法に留保される。

五 議 会

第六〇条 立法権は、国王と両議院によって共同に行使される。

国王と両議院の一致は、すべての法律について必要である。

第六一条 法律案提出権は、国王および各議院に属する。

一議院または国王によって否決された法案は、同一会期中にはふたたび提出されえない。

第六二条 第一院は、一八〇人の議員で組織される。

第六三条 第一院の議員は、州、県、郡の代表者によって選挙される。(第一〇四条) 州、県、郡の代表者は選挙法の詳細な規定によって、選挙団を形成し、選挙区の人口数に応じた数の代議士を選挙する。

第一院の議員の一部が国王によって任命されるべきか、大都市の市長および大学および科学・芸術アカデミーの代表者に、議席を与えることができるかは、憲法改正のさいに考慮されるべきである。

第六四条 第一院の任期は、六年と定められる。

第六五条 満四〇歳以上で、市民権の完全享有を法律上有効な裁判官の宣告の結果失わずかつすでに五年以上プロシヤ国に属していたすべてのプロシヤ人は、第一院議員の被選挙権を有する。

第六六条 第二院は、三五〇人の議員で組織される。選挙区は、人口に応じて定められる。

第六七条 満二四歳以上で、市民権の完全享有を法律上有効な裁判官の宣告に従い失わなかったすべての独立のプロシヤ人は、かれが六月以来その住所または居所をもつ、市町村において、投票権を有する第一次選挙人である。ただしかれが公共の資金から貧民救済を受ける場合をのぞく。

他の選挙方式、とくに都市と地方の一定の階級への配分の選挙方式(そのさいすべての従来の第一次選挙人は共に選挙

する）がえらばれることができないかどうかは、憲法改正の
さいに考慮されるべきである。

第六八条 すべての市町村の第一次選挙人は、その人口二五〇
人ごとに、一人の選挙人を選挙する。

第六九条 代議士は、選挙人によって選出される。選挙区は、
少くとも一選挙団によって二人の代議士が選出されるように
組織されねばならない。

第七〇条 第二院の任期は、三年に定められる。

第七一条 満三〇歳以上で市民権の完全享有を法律上有効な裁
判官の宣告に従い失わずかつすでに一年間プロシヤ国に属し
たすべてのプロシヤ人は、第二院の代議士の被選挙権をもつ。

第七二条 議会はその任期の満了後にあらたに選出される。解
散の場合にも同様である。両者の場合には、従来の議員は、
再選される資格がある。

第七三条 両議院の選挙の施行にかんする詳細な規定は、選挙
施行法が定める。

第七四条 両議院議員の代理人は、選挙されない。

第七五条 議会は、国王により、規則的に、毎年一月に、召
集され、それ以外に状況が必要とするたびに召集される。

第七六条 議院の開会と閉会は、合同議院の会議において、国
王みずからまたはそのために国王によって委任された大臣に
よっておこなわれる。

両議院は、同時に召集され、開会され、停会され、閉会さ

れる。

一院が解散される場合には、他の議院は同時に停会される。
第七七条 各議院は、その議員の資格を審査し、それを裁決す
る。各議院は、議院規則によってその議事を規律しかつその
議長、その副議長ならびに書記を選出する。

官吏は、議院に入るためにいかなる賜暇も必要としない。
有給の官職または官職における昇進の承認によって、すべて
の議員は、その議院における議席と投票権を失い、その地位
は、新選挙によってだけ再び獲得をすることができる。

いかなる人も両議院の議員となることができない。

第七八条 両議院の会議は公開とする。各議院は、その議長ま
たは一〇人の議員の提案にもとづき秘密会を開く。秘密会に
おいて、まず第一にこの提案が議決されねばならない。

第七九条 各議院は、その議員の過半数が出席しないときには、
議決することができない。

各議院は、絶対多数決によって議決をおこなう。ただし議
院規則によって選挙について定められた例外がある場合をの
ぞく。

第八〇条 各議院は、それ自体国王にたいして上奏文を提出す
る権利をもつ。

いかなる人も議会またはその一院にみずから請願書または
上奏文を提出することができない。

各議院は、議院に提出された文書を大臣に送付し、詳細な

苦情にかんする情報を大臣から要求することができる。

第八一条 各議院は、その情報のために事実調査委員会を任命する権限をもつ。

第八二条 両議院議員は全国民の代表者である。両議院議員は、その自由な信念に従って投票しかつ委任と指令に拘束されない。

第八三条 両議院議員は、議院におけるその投票のためにも、議院内で述べられた意見にたいしても責任を追求されえない。いかなる議員もその議院の承諾がなければその開期中は刑罰で脅かされる行為のため捜査のために引致されたりあるいは逮捕されえない。ただし犯行のさいあるいは犯行後二四時間以内に逮捕される場合をのぞく。

債務のための逮捕のさいにも、同じ承諾が必要である。議員にたいするすべての刑事訴訟手続とすべての「未決」拘留または民事拘留は、当該議院がそれを要求するときは、会議の期間中中止される。

第八四条 第一院の議員は、旅費も日当も受けとらない。

第二院の議員は、法律に従って国庫から旅費と日当を受けとる。その放棄はゆるされない。

六 司法権

第八五条 司法権は、国王の名において、独立の、法律の権威以外のいかなる権威にも支配されない裁判所によって行使さ

れる。

判決書は、国王の名において発せられ、執行される。

第八六条 裁判官は、国王によりまたは国王の名において終身任命される。

裁判官は、法律が規定した理由により、ただ判決により、免職、一時的罷免またはその意に反して他の場所に転任させられず、法律に定められた原因かつ形式の下にのみ恩給を与えて退職させられる。

裁判所の組織またはその管轄区域の変更によってやむをえない転任には、この規定が適用されない。

第八七条 裁判官は、他の有給の官職に任ぜられることができない。例外は法律に基いた場合だけゆるされる。

第八八条 裁判所の組織は、法律によって定められる。

第八九条 法律の規定によって資格をもつものだけが、裁判官に任命される。

第九〇条 特別の種類的事件のための裁判所、とくに商事裁判所と営業裁判所は、それが必要とされる場所に、立法の方法で設けられねばならない。

商事裁判所、営業裁判所、ならびに軍事裁判所の組織と権限、その訴訟手続、その構成員の任命、構成員の特別の關係ならびにその在職年限は、法律によって確定される。

第九一条 現に存在する両最高裁判所は、唯一の最高裁判所に合併されねばならない。

第九二条 民事裁判所および刑事裁判所の審理は、公開されねばならない。ただし、秩序または善良な風俗を害するおそれがあるときには、この公開は、公開で宣告される判決によって除外される。

民事事件においてもまた、公開は、法律によって制限される。

第九三条 重刑が定められた犯罪、すべての政治犯罪ならびに出版犯罪の場合には、陪審員による被告の有罪の判決がおこなわれる。陪審裁判所の構成は法律によって規律される。

第九四条 裁判所と行政官庁の権限は、法律によって定められる。行政官庁と裁判所とのあいだの権限争議は、法律によって定められた裁判所が決定する。

第九五条 その職権踰越によっておこなわれた法違反のために文武官吏を告訴するためには、官庁のいかなる事前の承諾も必要としない。

七 官 吏

第九六条 裁判官に属さない、検事をふくむ官吏の特別法律関係は、法律によって規律されねばならない。その法律は、政府を執行機関の選任において不当に制限することなく、官職と収入の恣意的剥奪に対して官吏に適した保護を加える。

第九七条 憲法の公布の前に予算上任命されている官吏の権利は、官吏法において特別に考慮されねばならない。

八 財務行政

第九八条 国のすべての収入と支出は、毎年あらかじめ見積られ、国家予算に編入されねばならない。

国家予算は、毎年法律によって確定される。

第九九条 国庫のための租税は、国家予算に計上され、または特別法によって命令されている場合だけ、徴収せらる。

第一〇〇条 租税にかんしては、特権は、設けられない。

現行租税法は、修正に委ねられ、かつその場合にすべての特権は廃止される。

第一〇一条 国または自治体の官吏は、法律にもとづいてのみ、税金を徴収することができる。

第一〇二条 国庫のための公債の起債は、法律にもとづいてのみおこなわれる。国費に対する保証の引受についても同じことがおこなわれる。

第一〇三条 予算の超過には議会の事後の承諾を必要とする。

国の予算の決算は、会計検査院によって検査されかつ確定される。毎年国の予算の一般的決算および国債の一覧表は、会計検査院によって政府の責任免除のために議会に提出される。

会計検査院の組織および権限は、特別法によって定められる。

九 市町村、郡、県、州

第一〇四条 プロシヤ国の領土は、州、県、郡ならびに市町村から成る。その議会と行政官庁は、つぎの原則を維持して特別法によって詳細に定められる。

1 州、県、郡ならびに市町村の内部事務および特殊事務は、選挙された代表者で構成される会議が決定する。その決定は、州、県、郡ならびに市町村の長によって執行される。

市町村、郡、県ならびに州の議会の決定が上級の議会または国政府の承諾に委ねられる場合は、法律がこれを定める。

2 州、県ならびに郡の長は、国政府によって任命され、市町村の長は、市町村構成員によって選挙される。

国の執行権の組織は、このために影響をうけない。

3 とくに市町村には、地方警察を含めてその市町村の事務の自治行政権がある。市町村に対する警察行政の譲渡の時期と条件は、法律によって定められる。

警察機能は、住民三〇、〇〇〇以上の都市においては国の機関に譲渡される。

4 州、県、郡ならびに市町村の議会の会議は、通常公開される。例外は法律が定める。歳入と歳出については、毎年少くとも一報告書が公にされねばならない。

一 般 規 定

第一〇五条 法律と命令は、それらがあらかじめ法律によって規定された形式で公布されたときにだけ拘束力をもつ。

議会が召集されていないときで、緊急の場合においては、全内閣の責任の下に、法律の効力をもつ命令を発することができる。ただしその命令は、議会のつぎの集会のさい承認をうるためにただちに議会に提出されねばならない。

第一〇六条 憲法は、正規の立法の方法で改正される。その場合、各議院においては、通常の絶対多数決で足りる。

第一〇七条 両議院議員およびすべての官吏は、国王と憲法に忠誠と服従を誓わねばならない。

第一〇八条 現行の租税は、つづけて徴収される。この憲法に違反しない、現行の法典、単独の法律ならびに命令は、法律によって改正されるまで、効力をもつ。

第一〇九条 現行の法律によって設置されたすべての官庁は、それに関係する組織法の実施までその職務をつづける。

第一一〇条 戦争または暴動の場合には、憲法第五条、第六条、第七条、第二四条、第二五条、第二六条、第二七条ならびに第二八条が、一時的および一地方にかぎり、その効力が停止される。その詳細な規定は、特別法に留保される。そのときまで、これに関連する命令は、効力をもつ。

経 過 規 定

第一一二条 ドイツ国のために確定されるべき憲法によってこ

の憲法改正が必要となるときは、国王がそのことを命令し、かつこの命令は、つぎの会議のさい議会に報告される。

議会は、その場合、暫定的に命じられた改正がドイツ憲法と一致するかどうかについて、議決する。

第一一二条 この憲法は、議会の最初の集会后ただちに立法の方法（第六〇条と第一〇六条）で修正に委ねられねばならない。

第五二条に述べられた国王の宣誓、および両議院とすべての官吏の規定された宣誓は、修正完了後ただちにおこなわれ

る。（第一〇七条）

フリードリッヒ・ヴィルヘルム

伯爵フォン・ブランデンブルク

フォン・ラーデンベルク

フォン・マントユッフエル

フォン・ストローター

リンテレン

フォン・デ・ハイッド